

田辺市公用車有料広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この要領は、田辺市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市が所有する公用車に掲載する有料広告（以下「広告掲載」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集方法等)

第2条 広告の募集方法、掲載車両、広告の規格、掲載位置、料金等は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、市長が別に定める。

2 募集業務は、広告を掲載する車両を管理する所管課において行う。

(広告の掲載方法)

第3条 広告掲載は、特殊フィルム等での貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルム等とは、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1年間とする。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

2 掲載期間内に、連続7日以上市の責めに帰すべき事由により広告の掲載ができなかった場合は、日数に応じて掲載期間を延長する。

3 広告掲載車両は通常業務による運行をするものであり、運行予定のない日は前項の期間に含めないものとする。

(広告デザインの制限)

第5条 広告は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 車両運行の支障になるもの。
- (2) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの。
- (3) 都市景観との調和を損なうもの。

(広告の申込み及び決定)

第6条 車両への広告掲載を希望するものは、田辺市有料広告掲載申込書（様式第1号）及び広告案を指定の期間に市に提出するものとする。

2 掲載車両に複数の申込者があるときは、抽選により決定する。

3 広告掲載を決定したときは、広告主に田辺市有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告の掲載)

第7条 広告主は、要綱及びこの基準に従い、広告掲載を行うものとする。

2 広告主は、広告の内容について、市が指示するところによりあらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。

3 広告の車両への掲載、撤去作業の日程は市の指示に従うものとする。

(広告の変更)

第8条 広告主は掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、市の指示に従い第7条の規定による市の審査を受け、その承認を得なければならない。

(代金の納入)

第9条 広告主は、広告掲載料を、市が指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第10条 既に納付された広告掲載料は還付しないものとする。

2 第4条の規定で広告できなかった場合で、かつ掲載期間の延長が困難な場合は、田辺市有料広告掲載要綱第10条の規定により還付するものとする。

3 前項の規定により広告掲載料を返還する額は、広告掲載できなくなった日の属する月から広告掲載終了日の属する月までを月割計算で積算した額とする。

(費用負担等)

第11条 広告の作成、掲載及び期間満了による撤去作業又は第13条による撤去作業は広告主の責任において行い、その費用は広告主が負担する。

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

(広告物の修復)

第12条 広告掲載期間中に市の責に帰する事由により広告の破損等が生じた場合は市が原状回復するものとする。

2 経年に起因する広告物の劣化については、市は責を負わない。

(広告の削除)

第13条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を取りやめることができる。

(1) 広告内容が第5条の規定に反すると認められるとき。

(2) 広告主が広告主の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(広告に関する責任)

第14条 広告主は広告に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

3 市は広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。